

事務連絡
令和4年12月7日

各都道府県子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当) 付
内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課

処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講歴一覧の参考様式について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」(令和元年6月24日付府子本第197号・元初幼教第8号・子保発0624第1号)のⅡ(1)においては、副主任保育士、中核リーダー及び専門リーダーの研修修了要件の適用時期について、令和5年度から段階的に適用することとしておりました。その上で、同通知のⅠ1(6)イ、2(4)ウ及び3(4)ウにおいては、研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体において、加算の申請を行う施設・事業者から研修の修了証の写しや各職員の研修受講歴の一覧を提出させること等により、加算対象職員が研修を修了していること等を適切に確認することを想定している等とされているところです。

研修修了の確認の方法・様式等を含む研修修了要件の取扱いについては、一部の加算認定自治体において既に示されているほか、幼児教育・保育関係団体等においても研修受講歴の様式について検討が行われているところですが、これらを踏まえつつ、参考様式を作成しましたのでお知らせいたします。この参考様式は、上記通知の内容を踏まえて確認すべきと考えられる事項により構成したものであり、各加算認定自治体等において、認定事務を行う上で必要と考える事項を追加することを妨げるものではありません。その際にも、申請を行う施設・事業者をはじめ、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の負担軽減への御配慮をお願いいたします。

また、令和4年12月7日付通知による「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」の一部改正に伴い、技能・経験に応じた追加的な処遇改善(処遇改善等加算Ⅱ)に関するFAQ(よくある質問)を更新しています。

各都道府県におかれては、内容についてご了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

【本件照会先】

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付給付担当

TEL：03-5253-2111（内線 38343・38345・38346）

参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-5253-2111（内線 38376）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課新制度・人材確保担当

TEL：03-5253-4111（内 2374）

厚生労働省子ども家庭局保育課保育士対策係

TEL：03-5253-1111（内線 4858）